

船舶インシデント調査報告書

令和元年 11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成31年3月16日 10時15分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市舞鶴港 博奕岬灯台から真方位198° 1,620m付近 (概位 北緯35° 32.0′ 東経135° 20.1′)
インシデントの概要	漁船山口丸は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 山口丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	KT3-10875（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漂流中、船長が、わかめ漁の操業を終えて船外機を始動しようと数回スタートスイッチを操作したが、始動できなかったため、海上保安庁に通報し、来援した巡視艇によりえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理業者により、セルモータの始動リレーが焼き付いていることが確認された。</p> <p>本船は、船外機を15年前に購入し、不具合なく運航されていた。</p>
分析	本船は、漂流中、船外機のセルモータの始動リレーが焼き付いたことから、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、船外機のセルモータの始動リレーが焼き付いたため、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にセルモータの点検及び整備を実施すること。